

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書No.1
 【根拠条文】 法第27条の25第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】(3) 株式会社インデックス
 代表取締役 小川 善美
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都世田谷区太子堂4-1-1
 【報告義務発生日】(4) 平成16年7月30日
 【提出日】 平成16年8月4日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1社
 【提出形態】(5) その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社Eストアー
会社コード	4304
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪
本店所在地	〒160-0022 東京都新宿区新宿5-5-3

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	株式会社インデックス
住所又は本店所在地	〒154-0004 東京都世田谷区太子堂4-1-1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成7年9月1日
代表者氏名	小川 善美
代表者役職	代表取締役
事業内容	モバイル事業、サービスソリューション事業、コマース事業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社インデックス 管理局 IR室 今堀 健司
電話番号	03 (5779) 5080

(2)【保有目的】(9)

安定株主として長期保有を目的としております。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	1,291株		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証書(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 1,291株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 1,291株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0株		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年 3月 31日現在)	S 25,818株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	5.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	20.00%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

該当はありません。

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	57,320
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	57,320

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第二号様式

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成16年7月30日	普通株式	3,873	処分	株式会社テレウェイヴ	270,000

(記載上の注意)

この様式は、法第27条の25第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(4) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。

a 報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以降、報告義務が発生した日までの間の株券等の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。ただし、平成2年12月1日より前の株券等の取得又は処分の状況については、記載することを要しない。

b 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証券、新株予約権証券、新株予約権付社債券等の別を記載し、株券等に種類がある場合には、その別を記載すること。

なお、旧新株引受権証券等がある場合には、その旨を注記すること。

c 「数量」欄には、取得し、又は処分した株券等の数量を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。

d 「取得又は処分の別」欄には、「取得」又は「処分」のいずれかを記載すること。

e 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。

f 「単価」欄には、売買により株券等を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等売買以外の方法により株券等を取得し、又は処分した場合にはその旨記載すること。